

連光寺六丁目農業公園づくり検討会 第2回 要点録

日時：令和5年7月10日（月）15時～17時

場所：多摩市役所 西第3会議室

出席者：

委員 八木会長、萩原委員、増田委員、石井委員、日比委員、西原委員

オブザーバー 東京都環境局緑環境課 篠原課長代理、

事務局

市民経済部 磯貝市民経済部長 渡邊経済観光課長 沖迫農政担当主査 原田主任

環境部 小柳環境部長 長谷川公園緑地課長 芦澤みどり担当主査

田代主事 立花主事

受託者 一般社団法人畑会

欠席者： 小形副会長

次第

1. 開会
2. 前提条件の再確認
3. 公園全体の理念の決定
4. 農業公園の区域の決定と管理方法の検討
5. 作物の活用の検討
6. 管理棟の仕様の検討
7. 各ブロック割の検討及び各ブロックのテーマと活用方法の検討
8. 連絡事項
9. 閉会

配布資料

資料1 前提条件

資料2 農業公園の基本理念（案）

資料3 農業公園範囲検討資料

資料4 作物の活用検討資料

資料5 施設機能の検討資料

資料6-1 ブロックの分割

資料6-2 各エリアの具体な活用内容

要点録

Ⅰ. 開会

2. 前提条件の再確認 (資料1)

事務局 説明

会長 事務局説明をまとめると、市有地は里山保全地域として規制がかかるものの、指定管理者による販売、火気の使用も条件次第でOKだろうとのこと。

通常の農業公園とは異なり、環境保全を前提にする場となる。

前提条件の変更は難しいが、皆さん意見はあるか

会長 環境への影響について、場所を利活用する以上、プラスマイナスの影響がある『自然環境に負荷をかけない土地利用が必須』ということに関連して、モニタリングについてはどのように考えているのか

事務局 明確には決まっていないが、環境局と協力しながら実施していく

会長 何かしらのモニタリングを実施すべきである。

委員 ビオトープでどのような生物を飼うとしているのか。

どのような配慮を考えているのか。湿地には外来種が入っていない。

湿地の上流部が農業公園であるため、下流の部分に影響を与えることに危惧している。生物の取扱いについて懸念している。

事務局 仮にビオトープをつくったとしても新しく昆虫などを持ち込んだり、生き物を飼ったりすることは考えていない。

植物をどのようにするかは東京都と協議していく。

会長 エビデンスを積み上げて、事業を行ったことでマイナスにならないように調整していってほしい。

モニタリングを位置付けるようすべき。

仮にビオトープを設置するのであれば、モニタリングを実施すべきではないか。

委員 ビオトープはどのようなものにするのか。

ビオトープから生き物が逃げ出しが心配している。

現在の湿地で見つかった生物についてはみなさん提示したいと考えている。

生物を実際に見せて、湿地がどのようなものなのかを市民に理解してもらいたい。

会長 エビデンスを含めて検討、調整していってほしい。

3. 公園全体の理念の決定 (資料2)

事務局 説明

会長 過去のワークショップで出たキーワードはどのように入っているのか

事務局 農にふれ合う、様々な方々が関わりを持つことができる、コミュニティ形成などの文言はワークショップでの意見を取り入れたものである

環境保全、SDGsなどについても意見が出ており、それらを含んだ理念としている。

会長 副次効果は基本的理念の言葉とは必ずしも一致しないが、目指すビジョンがあり、この運営原則に沿って、大きなビジョンを達成していくことによいか。

事務局 そうである。

受託者 理念は、外部へ伝えたい事項ということでよいか。

そうすると文字は短い方がよい。短い方が伝わりやすい。

その中で、今回の運営原則の2文字として、「農」と「学」がポイントではないか。

何のための農業公園かというときに「農」、里山として「学」として、わかりやすく説明できるとよい。そのことが、健幸都市などのメッセージをみらいへ伝えることにつながる。

会長 運営原則を短くして覚えやすくするのも一つではないか。

みなさんへ物事を共有するとき、すぐに内容が入ってくるかはポイント。

委員 農業公園で何か学ぶというより、農業公園及び里山の保全を考えると何もしないのも一つではないか。

別の場所での田んぼのボランティアで感じたことは、自然のままで対応することで、植物も季節ごとに生える。

農業公園の保全を考えると、何もせず、そのまま残すことも一つではないか。

委員 現在の湿地の田んぼは管理が難しい状況である

稻の株が残っていたが、雨が大量に降ったため流された。土も粘土質ではなくなつた。

農薬、肥料を入れない方法で実施していた。

農業公園に取り組むことに関連して、農業を実際にやっている方に肥料について伺いたい。

家のまわりで刈り取った草をどのようにしたら肥料にできるのか。

委員 元々の農業は自然のままであったが、徐々に、大きいものを大量に収穫したい欲が出て、戦後、化成肥料の農業が成長した。

一方で、この二年間の農業公園の試験事業を通して、肥料を特段入れなくても作物がある程度できることがわかったところである。

基本的な農業の姿勢は、採れたものやそこにある資源を還元・循環させることである。

また、外からなるべく持ち込まないことである。

農場で採れるものは植物性のみであるため、上手く還元させることが可能。

委員 子どもたちに学んでもらいたいことは、委員が今お話をいただいた、循環型の農業である。また、形がよいものを求めるのではなく、土や人、環境にも負担が少ないものを作れることを子どもたちに学んでもらいたい。

- 委員 野菜、果樹にしろ、元々は野山に自生していたものである。
上手く育てるためにはそういった自然界での生き物や資源循環の仕組みを参考にすることが大切。
例えば、今年マメ科を育て、翌年はイネ科を育てる事、このことで循環型農業ができる。実際、ジャガイモ、さつま芋も無肥料でできた。量的にも問題ない。
できたものを還元することが大事。
- 会長 自然環境と里山の考え方がある。
里山は人の手が入るところであり、貴重な生物も里山に環境に生育するものである。
里山の環境を持続的にまもることが重要。
- 委員 子どもたちや若い世代をこの場所へ連れてきて、何があるか、未来のためにどのようにすべきかを知ってもらいたい。
- 委員 農体験で子どもたちに以下のことを伝えられたら良い。
水と魚以外は全て、農家が作っている。
農業は大事なもの、生きていく上で必要なもの。
- 会長 そのような場をつくることは大切。
基本的に農業公園の理念について、こちらの内容でOK。
ただし、多少、言葉尻を修正する必要がある。
- 委員 食べ物の基本的なことを知らない子どもたちが増えている。
子どもたちの成長が心配。
基本的な味をしらないと味を見分けられないのではないか。
本当の美味しさを知ってほしい。
食べ方や農業はこういうものだということを子どもたちにわかってもらえるとよい。
- 会長 コミュニティづくり、個人の心身の健康づくりへつながる場にしていきたい。
理念としては素晴らしいため、実現できるようにして欲しい。

4. 農業公園の区域の決定と管理方法の検討 (資料3)

事務局 説明

- 会長 農業公園の範囲はどこまで含めるのか、管理方法は指定管理でよいか。その点の議論となる。
どのエリアまで指定管理の範囲とするかについては、東京都との協議が必要とのことでよいか。
- 事務局 東京都との協議は必要。
農業公園の区域を竹林の一部に含めるか否か
- 会長 案②(市有地のみを範囲とする案)は都のエリアは指定管理には入れないとのことか。
指定管理として含めなくても竹林を活用することができるのか。

- 事務局 ②の場合、東京都のエリアは指定管理のエリアには入れない。
その場合でも市として竹林エリアの一部は活用したい。
都との協議次第ではあるが、都が整備等を実施した後に管理エリアを追加することはできるのではないかと市としては考えている。
- 委員 竹林を含め、都に初期整備してもらい、その後に農業公園として管理することも考えられるのか。
- 事務局 竹林を活用したいと市民等の意見がある。
竹林の面積が大きくななくても、取り組みみたい活動程度はできると想定。
そのため、竹林の一部を区域に含め、これ以上広げない管理を行い、竹林を活用する。
- 委員 竹林を広げないことを目指すことだが、現状を見ると、区域を既にはみ出しているのではないか。
今、管理しないといけない状況である。令和9年度まで待つことなく、今、整備・作業が必要ではないか。
- 事務局 昨年度から竹林を押し止める作業をサポーターの協力も得ながら行っている。
委員のご意見を参考に実践してみたい。
- 会長 いくつかの条件の中、東京都が整備した後、どのようにするのか
そのような内容は構想に記載するのがよい。
このような整備が行われた場合は○○とするなど。
- 委員 湿地の保全を考えたとき竹林はあった方がよいのかかもしれないが、利活用を考えると、竹を切って畑にすることがよいのではないか。
- 委員 畑にして問題がないと思う。根元から1メートルで切る。こうすることで、根からか生えたものが腐る。そのため、翌年以降は竹が生えてこない。
また、完全に竹の浸食を防ぐためには50センチの根っこを切ること、その後、波板をその間に埋めると根が生えてこない。根っこが生きている限り、竹は出てくる
- 委員 竹の管理について、開園前に整備しても、開園後も持続的に管理することが必要。
- 委員 一人での管理は手が回らないだろうから、大勢で管理することが必要。
- 委員 竹を切ってその状態をキープすることは大変ではないか。
- 会長 竹林については区域に入れても入れなくとも、何とかしないといけない。このことは構想に記載すべき。
- 会長 議論をまとめると、現段階としては、案②（市有地のみ範囲とする）ではなく、案①（市有地+都有地）の方向で進めていくのでよいのではないか。
指定管理者制度を導入する場合、管理コストが高くなる可能性があるので、その点は今後の検討が必要になるだろう。

5. 作物の活用の検討 （資料4）

事務局 説明

事務局 ワークショップにおいて、収穫した作物で料理をつくって提供したり、ジャム等をつくって販売するといった意見が出たが、都との事前相談をふまえ、保全地域での活動内容に適さないこと、また、加工するための設備の費用を考えたときに実現が厳しいことと判断した。

そのため、今回の農業公園の構想には、大規模な加工と販売は入れずに運営していくたいと考えている。

会長 別の場所で加工して、ここで販売することは可能か。

委員 収穫した果実の加工を業者に発注した場合、価格が高くなる。

ベルブ永山の調理室や市内の加工ができる施設に協力してもらう等の工夫を考えて欲しい

市内のものは市販されているものよりも高い。

そうすると広がらない。市の中でつくるネットワークなどができるとよい。

会長 そのまま食べられるものばかりではない。

どこかで加工するということは検討、想定できるのではないか。

6. 管理棟の仕様の検討 (資料5)

事務局 説明

会長 この検討会内で資料以外の施設機能の必要という意見が出た場合はどのようになるのか

事務局 必要性が重要になる。その必要性について、市側で必要と記載した施設機能と同じぐらいの必要性を提示し、理解が得られるかどうかということになる。

事務局 必要性は保全地域にあるべき施設としてふさわしいかという点もあるが、それに加えて、多摩市の公共建築物として必要性があるかないかという点もポイントである。

会長 検討会でどうしても欲しいという意見が出た場合、最終的には構想に含めない場合もあるのではないか。そのようなものは書き込むことができるのか。

事務局 検討の結果、施設機能として採用することが叶わなかった場合、調査・検討した結果として記載できるか検討・調整したい。

委員 ソーラーパネルはどうか。今年度作業してみて、電動の機械等が静かだと感じた。数年後は、今よりも電気の工具、機械が多くなるのではないか。

会長 動力機械等の電源として、ソーラーパネルからの電力を活用することは意見として採用してほしい。

事務局 検討する。

- 委員 多目的のスペースとして3メートル、3メートルで、ロール式のテントを張ることを検討してほしい。
- 子どもたちが集まった時に雨が降った時に拡げられるようなものが必要ではないか。テントも張れるようにして欲しい。
- 人が集まるときに作業する場は最小限よりも広くとっておいた方がよい。
- 農機具に雨があたらないスペースをつくることも重要である。
- 会長 庇を大きくすることが求められそうだ。
- 事務局 拡張性をもつ設備が導入可能かであるか、検討していきたい。
- 庇については、現時点での想定は、6m×6m。
- 市側は必要最低限コンパクトにつくっていきたい考え。
- コンパクトにできる考え方や手法があれば参考にしたいので教えてほしい。
- 委員 農機具は出し入れがしやすい場、出入りしやすい場に置いた方がよい。また、屋根の下に置くべき。
- 会長 住民参加で集う場として、みんなで集まって話せる場があった方がよい。
- 委員 救護室にはエアコンは設置して欲しい。
- 会長 話し合いができる場が外でよいのかが気になる。
- 委員 この場所の気候について、冬、駅付近などでは降っていないのに、桜ヶ丘カントリークラブに行ったら雪がパラパラ降っているということがある。
- 農業公園のとなりに八坂神社があり、その場所が161.7mm、駅前に比べると標高が高いため、気温差が生じることも考えて欲しい。
- 会長 屋外でよいか心配。
- 委員 救護所が面積的に大きいが、どのようにになっているのか。
- 委員 研修所ではなく救護所でよいのか。
- 会長 学びの場として研修の場でよいのではないか。
- 委員 救護所はどのような施設か。
- 事務局 体調が悪くなった方を休ませる空間。体験会で体調をくずされた方の休憩所として想定。
- 委員 屋外多目的ベースの縦の線は何を意味しているのか。
- 事務局 縁側を想定している。
- 委員 縁側は外にあった方が使いやすいのではないか。外に面したものが縁側と思っている。
- 事務局 ベンチ替わりとして、日陰の場で腰かけるところとして考えている。ざっくりとして参考的な図面になる。まだイメージであり、このような造りを詳細検討したわけではない。
- 委員 救護室は高さがあるのではないか。
- 事務局 少し高さがある可能性がある。

委員 縁側は、デッキみたいな認識でよいか。

事務局 デッキのようなイメージである。

委員 屋外多目的のスペースは壁がないのか。

事務局 壁はない。

会長 今出た意見については今後検討して欲しいが、「市として作成した施設機能の案」については概ねこれで良いか？

一同 了承

7. 各ブロック割の検討及び各ブロックのテーマと活用方法の検討（資料 6-1 資料 6-2）

会長 WS の意見が出ているが、対立しているものはあるのか。

事務局 基本的にはない。

会長 ここでのまとめが構想に生きていくのか。

事務局 今回、各エリアの活用方法などに委員の意見を入れ込んでいきたい。

会長 各ブロックの活用方法の設定にあたっては、検討プロセスも大事である。こういう意見が出たということを構想に可能な範囲で記載して欲しい。検討や議論の結果、活用方法から除外した内容についても、構想に明記するとよい。後日、同じ意見や提案が出た際に、これは令和 5 年度の検討会での検討の結果、除外したということがわかれれば再度の検討をしなくて済む。

委員 井戸のところに水田をつくることについて、井戸の水を活用するのか。揚水をどのようにするのか。東谷戸の会として、今年は田んぼづくりを実施しないが、来年度以降行うと思うので、そこで水田の体験を行えばよいのではないか。上部で水が多く取られると、こちらの水田ができない。湿地の生物も生きていけない。水の量が多くないため、ここで水田つくることは問題になる。

前回の検討会後に、事務局に天水の利用を提案したが、その後、どのようにになっているのか。

会長 東谷戸の会では、水をどのようにして利用しているのか。

委員 湿地には、一部、上流から水が流れ込んでいる。

上流から流れ込んでくる水を水田に活用している。

水田やビオトープをつくることで、水量に変化が生じる可能性があることを懸念。

湿地の田んぼは、作物の収穫を目標にしておらず、水田があることでの生物を調べている。

事務局 この区域において水辺の空間を新たにつくることについては賛否があると認識。

水辺をつくることは生物多様性の向上にも寄与する。水田の機能が重なることを問題なのか。また、水辺として活用することがNGなのか。

委員 水辺の空間づくりにあたっては生物多様性に配慮することが重要だろう。

湿地では、昆虫などの生物を含めたものとして水田の生物多様性を捉えている。

井戸の水を利用すると同時に、天水の水を利活用することも検討してはどうか

事務局 天水が設置できるかどうか考えてみる。

オブザーバー 湿地環境に影響の可能性があることは控えていただきたい。

もし湿地が枯れたら戻らないので、やめて欲しい。

委員 水田については、是非保全地域の湿地の水田を見てもらいたい。

今年度から第四土曜日、湿地を開放すること、見学できるようしている。

水田を見学したければ、この時期に来て欲しい。

事務局 5段目、井戸まわりの水田、ビオトープという案については、次回に向けて検討する。

委員 スロープが削除されている。

コンクリートがダメな理由はわかるが、三段目の畑が福祉団体・学校・保育園としても学びの場になっている。上からアクセスとして、市側はどのように考えているのか。

事務局 2段目、3段目について、現状、私道を通らないと緩やかに移動できる動線はない。

スロープを削除しているが、2段目と3段目の移動手段については東京都と継続して協議していく。雨水の浸透性などを含めて、その点を阻害しないように協議させて欲しい。

全部をつなげなくてもよいが、ここで記載した機能を活かすために、必要最低限の動線については確保していきたいので、今後協議していきたい。

オブザーバー 本日の記載内容の各事項が今後より具体的になってきたら、その時に然るべき協議や許可の場所に協議して、保全地域の趣旨に反しないものか、各部署と協議していただきたい。

委員 体が悪い方が1段目から3段目に移動するときに、足が不自由な方が階段は難しいため、滑らかなスロープが必要だろう。

オブザーバー 本農業公園は、保全地域の中に設置するものであるため、誰でもどこでも行けるということを前提にするものではないと考える。

更地に農業公園を設置するのとは異なる。

委員 多摩市の中で福祉団体が農地を利用しているものがある。

継続的に農業ができることを希望しているが、生産緑地は安定していない。

自分が知る限りでは、農業公園ができることで農福連携が進むことに希望を持っている団体もいる。

そこで腰を据えて、土づくりからスタートして、1年、2年、3年と継続して取り組んでいくことが望ましいのではないか。

事務局 委員の想定する農福連携とは、特定の団体が農業公園の一部を長期的に利用することが前提か。

委員 特定の団体ではない。市内の福祉団体が農業公園で作業ができないかということである。市内にも色々な事業者、団体がいる。

事務局 色々な団体がこの場所に自由に出入りすることをイメージしているか

会長 誰でも利用することができる事が基本ではないか。

そのための努力は必要ではないか。舗装が無理であっても木のものを活用するとか考える必要性がある。

委員 多摩市の障がいがある方々に安定して農業ができる場を提供できないか。

会長 この土地の一部が農福連携の場として活用されるとよい。色々な方々が関わるようすべきであり、特定の団体ではない。

会長 構想は許可が得られたものとして話をすすめるのか。

事務局 調整がついたものから進める。

会長 構想は決まったが、許可がおりないということもありえるか。

事務局 あり得ると考えている。

会長 その点は明確にしないとなんのための構想かわからなくなる。

年度内に許可に関する相談等を行いながら、構成をつくっていくということだと理解した。

今回、それぞれのパートがあるが、次回は構想案として、提案してくれるということか。

事務局 次回は構想の素案を提示する。それに対してご意見をもらいたい。

委員 公園をつくる構想として、水田、ビオトープをつくらないといけないのか。

生物多様性に関する問題として、国内外来種という課題がある。川だと、鯉、渡り鳥など移動していきているが、そういった生き物が扇を落として、他に影響が生じることが懸念の材料ではないか。

慎重に進めることができることだ。

竹林について、真竹、モウソウチクの2種類があるが、これらの竹は中国からはいってきたものがあり、どのように残すか、検討が必要だろう。

6段目に障がい者の方が来られるように木のチップ撒いたりするという手法もあるのではないか。

障がい者の電動車はかなり重い。1段目から2段目でもかなり傾斜があるので、通行可能にするにはそれ相応の工夫が必要となる。

2段目から3段目も段差があり、同様である。

ロケーション的にできないことを無理やり行うのではなく、できる範囲のことを進めていくことがよいのではないか。

委員 障がい者の事業所が農業公園に関わることに関しては、農業公園において場所を決めて、市内の福祉団体が利用する場が確保できると思っていた。今回、6段目はお茶畠であるが、ここは車を入れやすいので、よいのではないか。

会長 なぜお茶畠か、お茶畠にする必要があるのか。

委員 現地にはお茶の木が残っているからお茶畠でよいのではないかと以前に意見を出したが、お茶畠に特段こだわる必要はないと思う。

会長 アクセスしやすい場所であるため、アクセスがしにくい方々に利用してもらうのも一つだろう。

事務局 福祉の観点で、どのようにすすめるか、深堀した議論はこれまでに行っていなかつた。保全地域としての制限が強い中で、みんなの思いをどのように実現できるか、検討していく。福祉の方と連携についても今後検討を進めていきたい。

会長 フレキシビリティな部分が必要。

令和9年度で一気に素晴らしいものができるものではない。

事務局 来年度以降、どのような試験を行うのかも議論する必要がある。

会長 アクセスの問題として、アクセスが厳しい場所の対応も必要である。

委員 多様性等を掲げているのであれば、福祉の考えは理念に記載できるとよい。どのような福祉を考えているのか。保全地域の厳しい中でどの程度実現できるのか。

福祉の方々が活躍する場はここではなく、他の場所での活動と連携するといった、様々な考え方があるだろう。

会長 繰り返しになるが、フレキシビリティな部分が必要。そのため6年度、7年度でどのような試験を行うかも今後の判断材料になる。

8. 連絡事項

なし

9. 閉会

事務局 次回について、これまで議論した内容を踏まえて、案を作成する。

次回、10月の上旬で開催する方向で調整中。